

入 札 説 明 書

調達内容等件名 広島市水道局高陽浄水場で使用する電気

公 告 日 令和元年 1 2 月 1 9 日
(広島市報調達号外 5 8 5 号)

上記に係る入札等については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令第 3 7 2 号）その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

広島市水道局財務課契約係

項目及び構成

- 1 契約者
- 2 契約担当部局
- 3 調達内容
- 4 競争入札参加資格
- 5 競争入札参加資格申請書の提出
- 6 競争入札参加資格の通知
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 8 契約条項を示す場所
- 9 入札の方法
- 10 開札
- 11 その他

契約書（案）及び仕様書

別紙1	平成30年度最大使用電力日における負荷曲線
別紙2	平成31年度最大使用電力日における負荷曲線
別紙3	使用予定電力量及び実績
別紙4	日別・時間別使用電力量の実績

別添 競争入札参加資格確認申請書
入札参加資格の確認に係る納税証明書について
入札書（指定様式）
入札附属書
委任状
仕様書等に関する質問書（指定様式）
入札書等の提出について

1 契約者

広島市水道事業管理者

2 契約担当部局

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局財務課契約係

電話 082-511-6826 (直通)

3 調達内容

(1) 調達等件名及び数量

広島市水道局高陽浄水場で使用する電気 予定使用電力量 2,288,336 kWh (1年間)

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(4) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで(1年間)

(5) 履行場所

広島市水道局高陽浄水場

広島市安佐北区落合南六丁目1番1号

4 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市水道局契約規程第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買, 借入れ, 修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「物

品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「16-01 電力供給」に登録している者であること。

当該広島市競争入札参加資格を有していない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて、次のとおり提出すること。

ア 申請期間

入札公告の日から令和2年1月15日（水）までの広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49号）第1条第1項の各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先

次の場所において交付し、又は広島市のホームページ（<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「資格審査申請や変更届など」→「物品・役務等競争入札参加資格申請について（WTO案件）」に掲載する。

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部物品契約課

電話 082-504-2083（直通）

ウ 申請方法

申請書等は、前記イ（申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先）の場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。

エ 申請者の義務

申請者は、本局から申請書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本局の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

5 競争入札参加資格確認申請書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本局から一般競争入札参加資格申請書等に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書の交付方法

競争入札参加資格確認申請書は、広島市水道局のホームページ（<http://www.water.city.hiro>）

shima.jp/) のトップページ右の「契約情報」→「発注見通し・入札公告・入札結果」→「入札公告・入札結果」の「令和2年度案件」（以下、同じ。）からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和2年1月22日（水）までの市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで。

イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 提出期間

前記(1)アに同じ。

イ 提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

ウ 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便に限る。）又は持参。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後5時までに必着させること。

6 競争入札参加資格確認の通知

競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札の参加資格を有すると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格を有する者であると認められた者が、前記4の各号いずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失する。

8 契約条項を示す場所

(1) 契約条項を示す場所

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和2年1月29日（水）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(3) 仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。

なお、仕様書等に関する質問書は、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(ア) 提出期間

入札公告の日から令和2年1月15日（水）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(イ) 提出場所及び問合せ先

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局技術部調整課

電話 082-511-6861（直通）

(ウ) 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便）又は持参とする。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後において、次のとおり閲覧に供する方法で回答する。

(ア) 閲覧期間

令和元年12月20日（金）から令和2年1月29日（水）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(イ) 閲覧場所

前記ア(イ)に同じ。

9 入札の方法

(1) 入札書の提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 入札書及び入札附属書の提出期限

令和2年1月29日（水）の午後5時までに提出すること。

郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、令和2年1月29日（水）の午後5時までに必着させること。

(3) 入札書及び入札附属書の作成方法等

ア 入札書及び入札附属書は日本語で記載すること。また、入札金額及び入札附属書に記載する金額は日本国通貨とする。

イ 入札書は、本局所定の用紙によること。

ウ 入札書（指定様式）の記載項目

(ア) 入札書第何回

(イ) 年月日「令和 年 月 日」（提出日を記入すること。）

(ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）

(エ) 入札金額（参考 1年間の予定総額）及び入札金額を1年間の予定使用電力量で割った額

(オ) 基本料金単価（契約電力に対する契約希望単価）

(カ) 電力量料金単価（予定使用電力量に対する契約希望単価）

(キ) 割引料金（月額）

(ク) 「消費税法第9条第1項の適用について」は、該当の数字を○印で囲むこと。

(注) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。

2 外国事業者にあっては、押印を署名に代えることができる。

3 入札金額の訂正は認めない。

4 本入札書に記載する入札金額（参考 1年間の予定総額）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札附属書により見積もった1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。

エ 入札附属書の記載項目

仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に対して、契約電力及び予定使用電力量の契約希望単価並びに割引がある場合はその割引料金を控除して計算した結果を記載すること。ただし、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」の様式に積算の内訳を記載できない場合は、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」を見本に、入札金額（参考 1 年間の予定総額）の積算の内訳を任意様式（用紙はA 4 サイズ（定型）とし、2 ページ以上に及ぶ場合には袋とじのうえ、割印をすること。）に記載して提出すること。

なお、入札附属書の積算に誤りがある場合、また、入札附属書が入札書記載金額と対応していない（金額が一致していない）場合は、入札書を無効とする。

- (ア) 標題「入札附属書（入札書積算内訳 第何回）」
- (イ) 年月日「令和 年 月 日」（提出日を記入すること。）
- (ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）
- (エ) 仕様書に定めた標準力率での契約電力に対する各月の基本料金の契約希望単価（標準力率の変動に対する積算を伴う場合はその積算方法。複数設定可能。）
- (オ) 予定使用電力量に対する電力量料金の各月の契約希望単価（複数設定可能。）、金額及び積算方法
- (カ) 割引がある場合、その割引料金及び積算方法
- (キ) 各月の基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を差し引いた合計金額
- (ク) 1 年間の予定使用電力量、予定総額
- (ケ) 1 年間（履行期間）における基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を控除した合計金額及び当該合計金額の 110 分の 100 に相当する金額（予定総額）

（注） 記載するに当たって、次の点に注意すること。

- 1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。
- 2 外国事業者にあっては、押印を署名に代えることができる。
- 3 基本料金及び電力量料金の単価には、1 円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に 1 円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入すること。
- 4 別紙入札附属書に示した予定使用電力量は、使用月の日量を集計したものである。

(4) 入札書及び入札附属書の提出方法等

ア 入札書及び入札附属書を直接提出する場合は、入札書及び入札附属書を同一の封筒に入れ封印し、かつ、封皮に商号（名称）及び「令和2年1月30日開札（広島市水道局高陽浄水場で使用する電気）の第1回入札書在中」の旨を記載し、前記2（契約担当部局）に入札書の提出期限（前記2）までに提出しなければならない。

なお、開札日には、第1回目の入札で落札者がいない場合は続けて入札を行うため、第2回目、第3回目の入札書及び入札附属書を準備しておくことをおすすめします。また、開札に立ち会わない場合は、入札回数に相応する入札書及び入札附属書を同封して提出すること。

（別添「入札書等の提出について」参照）

イ 入札書及び入札附属書を郵便（配達証明付書留郵便に限る。）により提出する場合は、入札回数は3回を限度とするので、入札回数に相応する3通の入札書及び入札附属書を作成し、3通それぞれ封筒に入れて封印し、その封皮には入札者の商号（名称）を記載し、「令和2年1月30日開札（広島市水道局高陽浄水場で使用する電気）の入札書第何回目在中」と朱書すること。これらを封筒に入れて二重封筒とし、表面に「令和2年1月30日開札（広島市水道局高陽浄水場で使用する電気）の入札書在中」と朱書し、親展により前記2（契約担当部局）あて入札書の提出期限（前記9(2)）までに必着させなければならない。（別添「入札書等の提出について」参照）

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札書等の提出後は、入札（開札）日時前であっても、提出された入札書等の引換え、差換え又は撤回等は認めない。

(5) 無効の入札書

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記4(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ 一般競争入札参加資格申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 再度入札等を実施する場合において、直前の入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札

オ その他広島市水道局契約規程第10条各号のいずれかに該当する入札（ただし、外国事業者が同条第1号の押印に代えて署名したものは除く。）

カ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年広島市水道局規程第11号)第7条第5項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときにおける入札

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、別添の様式による委任状を開札時までに提出すること(外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。)

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(7) 入札回数

3回を限度とする。

(8) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があつた場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があつた場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(9) 入札方法

ア 入札書の入札金額は、入札附属書により見積もった1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。

イ 入札書には、入札附属書に記載した契約希望金額の単価を記入すること。

ウ 落札の決定に当たっては、総価により行う。

(10) 契約方法

契約は、入札書に記載された基本料金単価及び電力量料金単価(当該金額に1円未満の端数を含むことができる。)で行う。

(11) 燃料調整費等

入札価格の算定に当たっては、燃料調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含まないものとして入札すること。

10 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和2年1月30日開札 午前10時45分

広島市水道局基町庁舎10階 入札室

(2) 開札

ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと（立ち会うことができる者は、1名とする。）。立ち会うことができない場合は、開札時刻までに前記2の契約担当部局に連絡すること。入札参加者が立ち会わない場合、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。

ウ 入札参加者は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ「競争参加資格を証明する書類（資格審査結果通知書の写し）」及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所から退場することができない。

オ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

ア 本件公告に示した調達サービスを履行できると本局が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札日の翌日（市の休日でない日）にくじ引きにより落札者（落札者となるべき者）を決定するものとする。ただし、同価の入札をした者の全てが立会している場合には、開札後直ちに、くじ引きにより落札者を決定する。

なお、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。

ウ 他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。（広島市水道局契約規程第12条第3号、第34条第7号）

(3) 契約手続における交渉の有無

無

(4) 契約書の作成等

ア 落札者は、落札決定した日から5日以内の日（最終日が、市の休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い市の休日でない日）に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アの日に契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、契約予定金額に基づく総支払予定額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本局及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は本局が交付する。

オ 本契約は、本局が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。ただし、外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

(5) 契約条項

別紙契約書（案）のとおり。

(6) 本件公告に示した契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。

また、本局は当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(7) 本調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（以下「協定」という。）及び2012年3月30日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」（以下「改正協定」という。）の適用を受ける調達であるため、協定第20条及び改正協定第18条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保及び契約解除を行うことができる。

契 約 書（案）

広島市（以下、「発注者」という。）と、〇〇〇〇株式会社（〇〇〇〇部）（以下、「受注者」という。）とは、広島市水道局高陽浄水場で使用する電気の需給に関し次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の広島市水道局高陽浄水場で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価（以下、「電気料金」という。）を支払うものとする。

（契約金額）

第 2 条 契約金額は、次のとおりとする。

基本料金 単 価	〇, 〇〇〇. 〇〇円／kW（消費税及び地方消費税を含む。）
電力量料金 単 価	〇〇. 〇〇円／kWh（消費税及び地方消費税を含む。）

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者と受注者とが協議して、これを改定できる。

（契約期間）

第 3 条 契約期間は、令和 2 年〇〇月〇〇日から令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。（地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約）

（履行期間）

第 4 条 履行期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。

（契約保証金）

第 5 条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡等）

第 6 条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第 7 条 発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量から変動することができる。

（契約電力の増減）

第 8 条 各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が 5 0 0 kW 以上となる場合は、発注者と受注者とが協議して、契約電力を決定するものとする。

2 前項の規定により契約電力が 5 0 0 kW を超え発注者と受注者とが協議の上契約電力を決定した後に、発注者が契約電力を超えて電気を使用した場合は、超過金の支払について発注者と受注者とが協議を行い、超過金の支払が適当であると認められた時は、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者の指定する期限内に支払うものとする。

（使用電力量の計量及び検査）

第 9 条 毎月の電力量の計量日は、発注者と受注者とが協議の上各月ごとに定めるものとし、受注者は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量し、発注者の指定する職員等の検査を受けなければならない。

（電気料金の算定）

第 1 0 条 電気料金は、基本料金と電力量料金の合計額から割引料金を引いた額とする。（当該金額に 1 円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）

2 基本料金は、契約電力に第 2 条第 1 項の基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし、受注者は、

仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとする。

3 電力量料金は、前条により読み取った1月の使用電力量に第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額とする。ただし、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、燃料費調整を行う場合は、算定方法等について、あらかじめ発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

4 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）により経済産業大臣が定めた再生可能エネルギー発電促進賦課金単価によって、算定するものとする。

（電気料金の支払及び遅延利息）

第11条 受注者は、第9条に定めた検査終了後、前条により算定した額を1か月毎に請求するものとする。（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）

2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した後、受注者が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、受注者が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては、受注者は、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を発注者に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（談合行為等の措置）

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。

(4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金（各年度の支払予定額のうち最も高い額）の20パーセント（ただし、前項第4号に該当するときは、10パーセント。）に相当する額を、損害金として発注者に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

3 前2項の規定において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

（契約解除）

第13条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めたとき。

(2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 警察等捜査機関からの通報等により、法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等（広島市

発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。)が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

- ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団
- イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等
- ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等
- エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等
- オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 受注者は、前項第3号から第5号のいずれかの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項第3号から第5号の規定により契約を解除されたときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金(各年度の支払予定額のうち最も高い額)の10パーセントに相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

(契約解除後の処理)

第14条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。

2 発注者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を受注者に支払うものとする。

(1) 契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を1か月30日として按分した額。

(2) 同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に、第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額。

3 前項の支払は、第11条に従うものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等(暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第4項において同じ。)から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

5 受注者は、前項の被害により電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行うものとする。

(守秘義務)

第16条 発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 発注者及び受注者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(特約事項)

第17条 本契約について、次年度の予算が減額・削除された場合には、本契約の変更・解除を行うことがある。また、発注者は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第18条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、入札附属書等に示された条件に基づき、発注者と受注者とが協議して決定する。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年〇〇月〇〇日

発注者 広島市中区基町9番32号

広島市

代表者 広島市水道事業管理者

広島市水道局長 友広 整二

印

受注者 〇〇県〇〇市〇区〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

職名 氏名

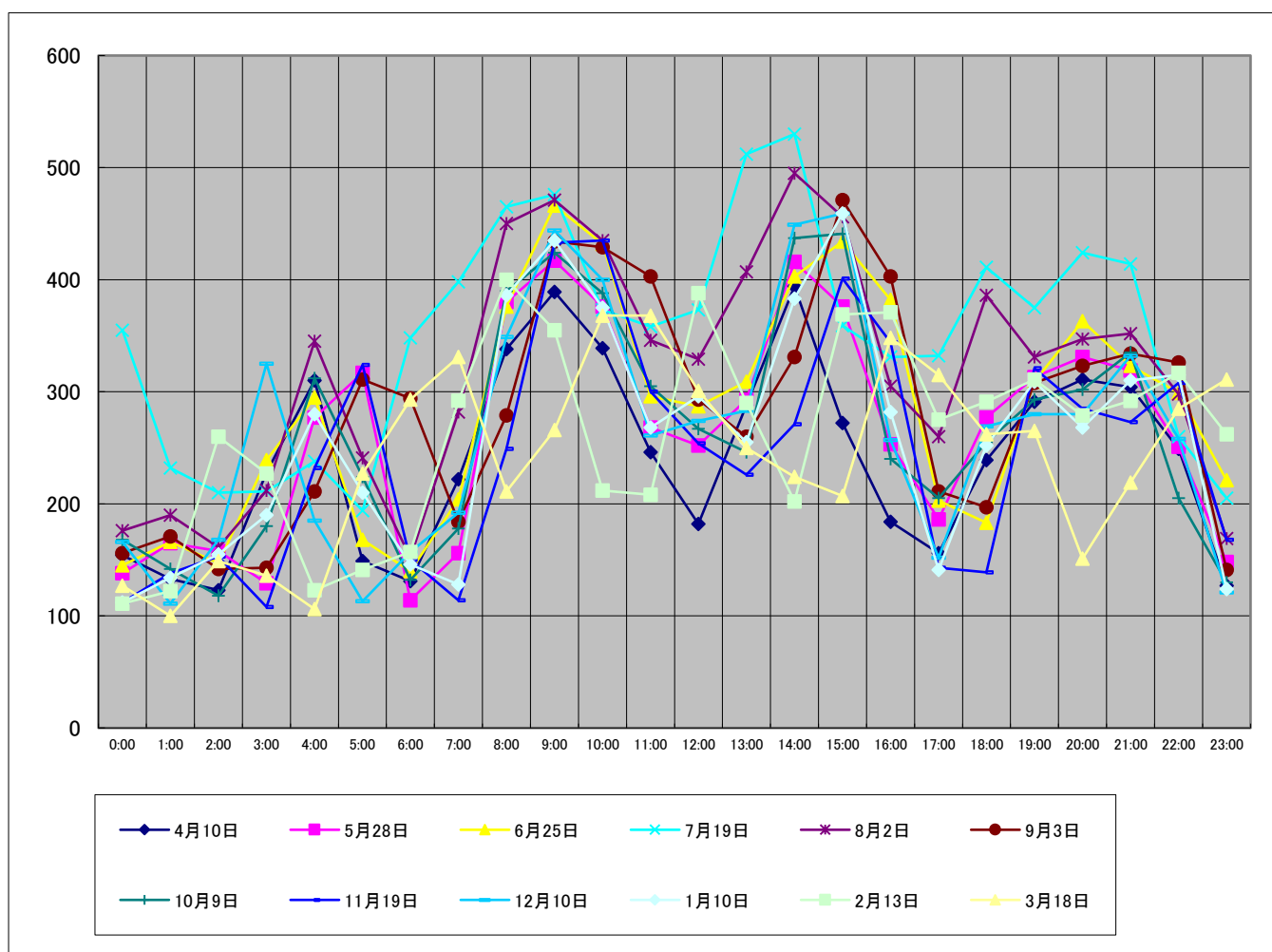
印

仕 様 書

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	広島市安佐北区落合南六丁目1番1号 広島市水道局高陽浄水場
受 電 設 備	高陽浄水場受変電所
業 種 及 び 用 途	産業用
供 給 電 気 方 式	交流3相3線式
標 準 電 圧	6, 0 0 0 V (受電電圧 6, 6 0 0 V)
標 準 周 波 数	6 0 H z
受 電 方 式	1回線受電
契 約 電 力	6 2 0 k W (契約上使用できる最大電力をいい、3 0 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	1 0 0 %
予 定 使 用 電 力 量	2, 2 8 8, 3 3 6 k W h / 年
使 用 期 間	令和2年4月1日 0 : 0 0 ~ 令和3年3月31日 2 4 : 0 0
検 針 方 法	自動検針記録 (検針日は原則毎月1日)
電 力 量 計 (自動検針装置)	製造メーカー：富士電機メーター株式会社 型 式：F P 3 E 1 4 - R (パルス 2 0 0 0 pulse / kWh) (電子式精密電力計通信機能付)
需 給 地 点	場内の受電柱 6 k V 配電線引込口の気中開閉器の電源側端子
保安責任分界点	需給地点に同じ
財 産 分 界 点	需給地点に同じ
事故・災害時の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により、広島市水道局高陽浄水場への電力供給が停止した場合には、他の小売電気事業者からの電力を確保することなどにより、業務に支障が生じることがないように努めること。
そ の 他	・自動力率調整 (中央監視盤による制御) を行っている。 ・入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。 ・小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。 ・その他必要な事項は、一般送配電事業者が定める託送供給約款による。

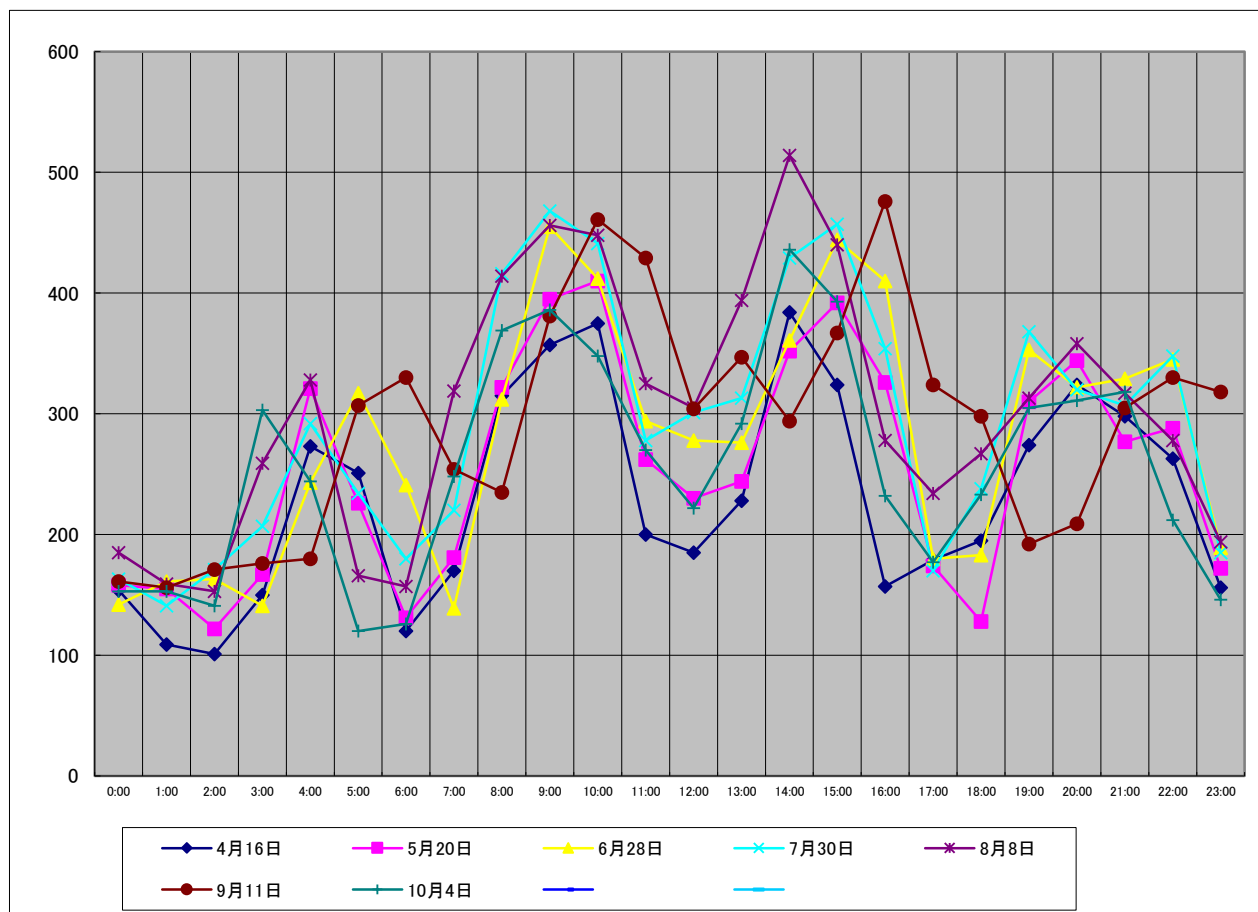
平成30年度最大使用電力日における負荷曲線(単位:kWh)

区分	4月10日	5月28日	6月25日	7月19日	8月2日	9月3日	10月9日	11月19日	12月10日	1月10日	2月13日	3月18日
0:00	154	138	145	355	176	156	168	112	166	112	111	127
1:00	133	165	166	232	190	171	142	138	111	134	122	100
2:00	123	158	147	210	161	142	118	153	168	155	260	149
3:00	228	129	239	211	212	143	180	108	325	190	227	136
4:00	310	277	295	238	345	211	312	232	185	280	123	106
5:00	149	317	168	194	241	311	224	324	113	210	141	227
6:00	131	114	140	348	152	294	132	150	157	146	157	293
7:00	222	156	204	398	282	184	178	114	192	128	292	331
8:00	338	380	376	465	450	279	390	249	349	386	400	211
9:00	389	417	466	476	471	434	424	433	444	435	355	266
10:00	339	376	432	373	435	429	388	435	400	375	212	368
11:00	246	268	296	358	346	403	305	300	261	268	208	368
12:00	182	252	287	373	329	293	267	254	274	296	388	301
13:00	288	293	309	512	407	260	246	226	283	255	290	250
14:00	394	416	403	530	495	331	437	271	449	383	202	224
15:00	272	376	434	359	456	471	441	401	459	459	369	207
16:00	184	253	382	331	305	403	240	344	257	282	371	348
17:00	156	186	203	332	260	211	205	143	152	141	275	315
18:00	239	277	183	411	386	197	255	139	269	252	291	262
19:00	291	313	309	375	331	308	293	321	280	309	311	265
20:00	311	331	363	424	347	323	302	285	280	268	279	151
21:00	304	319	323	414	352	334	335	273	332	310	292	219
22:00	249	251	299	260	298	326	205	308	258	315	317	285
23:00	127	148	221	205	169	141	130	168	121	124	262	311
合計	5,759	6,310	6,790	8,384	7,596	6,755	6,317	5,881	6,285	6,213	6,255	5,820



平成31年度最大使用電力日における負荷曲線(単位:kWh)

区分	4月16日	5月20日	6月28日	7月30日	8月8日	9月11日	10月4日					
0:00	154	158	142	163	185	161	153					
1:00	109	155	161	141	159	156	153					
2:00	101	122	163	171	153	171	141					
3:00	150	167	141	207	259	176	303					
4:00	273	321	243	292	328	180	244					
5:00	251	226	317	234	166	307	120					
6:00	120	131	241	180	157	330	126					
7:00	170	181	139	220	319	254	248					
8:00	315	322	312	416	414	235	369					
9:00	357	395	455	468	456	381	386					
10:00	375	410	412	441	448	461	348					
11:00	200	262	294	278	325	429	270					
12:00	185	230	278	301	305	304	222					
13:00	228	244	276	313	394	347	292					
14:00	384	352	361	429	514	294	436					
15:00	324	392	444	457	440	367	393					
16:00	157	326	410	354	278	476	232					
17:00	179	174	180	170	234	324	177					
18:00	195	128	183	238	267	298	233					
19:00	274	310	353	368	313	192	305					
20:00	324	344	322	320	358	209	311					
21:00	298	277	329	307	317	305	318					
22:00	263	288	345	348	278	330	212					
23:00	156	172	189	185	194	318	146					
合計	5,542	6,087	6,690	7,001	7,261	7,005	6,138	0	0	0	0	0



使用予定電力量及び実績

別紙 3

1 使用予定電力量（月別・時間帯別）

令和2年度	使用量見込 (kWh)	時 間 帯 別 累 計																							
		0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
4月	183,689	4,660	4,710	5,350	7,630	7,810	5,760	5,320	6,720	10,710	11,050	9,820	6,980	6,510	6,530	9,810	10,210	7,520	5,940	7,940	9,800	9,920	10,020	8,250	4,719
5月	187,589	4,760	4,810	5,470	7,800	7,980	5,880	5,440	6,860	10,940	11,280	10,030	7,130	6,650	6,660	10,020	10,430	7,680	6,060	8,110	10,010	10,140	10,230	8,430	4,789
6月	188,043	4,770	4,830	5,480	7,820	8,000	5,890	5,450	6,880	10,960	11,310	10,060	7,140	6,670	6,680	10,040	10,460	7,700	6,080	8,130	10,030	10,160	10,260	8,450	4,793
7月	206,019	5,870	5,860	6,510	7,910	7,720	5,810	5,470	8,420	12,130	12,200	10,660	8,060	7,940	8,890	12,150	11,580	8,460	6,440	8,740	10,420	10,640	10,330	7,990	5,819
8月	203,329	5,790	5,790	6,420	7,800	7,620	5,740	5,400	8,310	11,980	12,040	10,520	7,960	7,830	8,770	11,990	11,430	8,350	6,350	8,620	10,280	10,500	10,200	7,880	5,759
9月	185,025	5,270	5,270	5,840	7,100	6,940	5,220	4,920	7,560	10,900	10,960	9,580	7,240	7,130	7,980	10,910	10,400	7,600	5,780	7,850	9,350	9,560	9,280	7,170	5,215
10月	188,220	4,770	4,830	5,490	7,820	8,010	5,900	5,460	6,890	10,970	11,320	10,070	7,150	6,680	6,690	10,050	10,470	7,710	6,080	8,140	10,040	10,170	10,270	8,450	4,790
11月	184,142	4,670	4,730	5,370	7,650	7,830	5,770	5,340	6,740	10,740	11,080	9,850	6,990	6,530	6,540	9,830	10,240	7,540	5,950	7,960	9,820	9,950	10,040	8,270	4,712
12月	196,283	4,980	5,040	5,720	8,160	8,350	6,150	5,690	7,180	11,440	11,810	10,500	7,460	6,960	6,970	10,480	10,910	8,040	6,340	8,490	10,470	10,600	10,710	8,820	5,013
1月	196,051	4,970	5,030	5,710	8,150	8,340	6,140	5,680	7,170	11,430	11,790	10,490	7,450	6,950	6,960	10,470	10,900	8,030	6,340	8,480	10,460	10,590	10,690	8,810	5,021
2月	178,312	4,520	4,580	5,200	7,410	7,590	5,590	5,170	6,520	10,400	10,720	9,540	6,770	6,320	6,330	9,520	9,910	7,300	5,760	7,710	9,510	9,630	9,730	8,010	4,572
3月	191,634	4,860	4,920	5,580	7,970	8,150	6,010	5,550	7,010	11,170	11,530	10,250	7,280	6,800	6,810	10,230	10,660	7,850	6,190	8,290	10,220	10,350	10,450	8,610	4,894
合計	2,288,336	59,890	60,400	68,140	93,220	94,340	69,860	64,890	86,260	133,770	137,090	121,370	87,610	82,970	85,810	125,500	127,600	93,780	73,310	98,460	120,410	122,210	122,210	99,140	60,096

2 使用電力量及び最大需要量の実績

平成30年度

利用月	使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
4月分	158,808	413
5月分	170,784	427
6月分	184,248	490
7月分	222,456	552
8月分	211,248	535
9月分	178,224	494
10月分	173,448	468
11月分	162,672	456
12月分	171,528	478
1月分	168,336	466
2月分	151,032	466
3月分	163,536	420
合計	2,116,320	

平成31年度

使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
153,984	415
168,336	430
180,336	478
194,544	494
195,456	533
182,352	492
165,912	458
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
1,240,920	

使用予定電力使用量（季節別・時間帯別） 令和2年度

月	夏季昼間 時間電 力 量 k W h	その他季 昼間時間 電 力 量 k W h	ピーク時 間 電 力 量 k W h	夜間時間 電 力 量 k W h	計
4月	122,760			60,929	183,689
5月	125,370			62,219	187,589
6月	125,680			62,363	188,043
7月	106,020		32,620	67,379	206,019
8月	104,630		32,190	66,509	203,329
9月	95,230		29,290	60,505	185,025
10月	125,810			62,410	188,220
11月	123,060			61,082	184,142
12月	131,180			65,103	196,283
1月	131,030			65,021	196,051
2月	119,150			59,162	178,312
3月	128,080			63,554	191,634
計	305,880	1,132,120	94,100	756,236	2,288,336

夏季昼間時間：7月1日から9月30日までの期間で、8時から22時までの時間とする。

ただし、ピーク時間及び休日等に定める日の該当する時間を除く。

その他季昼間時間：10月1日から翌年6月30日までの期間で、8時から22時までの時間とする。

ただし、ピーク時間及び休日等に定める日の該当する時間を除く。

ピーク時間：7月1日から9月30日までの期間で、13時から16時までの時間とする。

ただし、休日等に定める日の該当する時間を除く。

夜間時間：ピーク時間及び昼間時間以外の時間とする。

休 日 等：日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日。

1月2日～4日、5月1日2日、12月30日31日。

日 別 ・ 時 間 別 使 用 電 力 量 の 実 績

別紙4

令和元年8月

(単位 : kwh)

8月分	1日(木)	2日(金)	3日(土)	4日(日)	5日(月)	6日(火)	7日(水)	8日(木)	9日(金)	10日(土)	11日(日)	12日(月)	13日(火)	14日(水)	15日(木)	16日(金)	17日(土)	18日(日)	19日(月)	20日(火)	21日(水)	22日(木)	23日(金)	24日(土)	25日(日)	26日(月)	27日(火)	28日(水)	29日(木)	30日(金)	31日(土)	総合計
00:00～01:00	157	172	172	313	188	164	156	185	185	282	138	156	158	191	192	181	154	134	145	151	145	187	178	133	132	152	230	327	195	174	140	5,567
01:00～02:00	172	202	175	303	160	148	163	159	134	158	279	167	201	177	205	263	258	193	148	184	182	176	146	139	146	164	148	193	150	133	138	5,564
02:00～03:00	179	138	205	178	208	247	195	153	168	167	336	223	228	255	302	318	305	328	183	150	149	137	144	178	183	147	132	120	229	148	139	6,172
03:00～04:00	152	214	320	205	345	338	312	259	298	157	148	307	303	335	263	181	182	242	269	254	272	281	171	189	267	190	165	161	334	211	177	7,502
04:00～05:00	307	349	235	162	220	186	238	328	289	148	140	197	211	196	195	151	139	143	269	330	310	334	308	290	251	305	173	177	181	296	269	7,327
05:00～06:00	311	230	148	135	147	165	169	166	149	153	174	170	167	146	138	151	143	157	183	176	175	141	271	240	173	229	135	122	125	250	277	5,516
06:00～07:00	150	135	148	168	164	187	153	157	281	272	163	134	138	158	158	162	177	160	152	132	124	148	141	161	132	127	306	207	152	172	174	5,193
07:00～08:00	307	268	293	339	325	247	282	319	320	300	278	238	302	305	256	316	253	211	199	223	255	243	210	117	119	196	342	343	288	169	122	7,985
08:00～09:00	433	443	324	297	425	320	411	414	327	308	326	350	445	439	404	406	295	313	452	442	437	393	332	298	320	419	368	388	384	360	239	11,512
09:00～10:00	431	423	307	325	455	346	476	456	327	356	353	327	433	444	423	463	336	334	486	450	156	446	69	335	313	433	270	369	454	457	322	11,575
10:00～11:00	281	463	293	314	461	169	443	448	371	187	229	304	452	406	434	406	277	298	397	376	41	402	0	295	282	408	268	268	381	458	305	10,117
11:00～12:00	305	312	195	159	295	153	271	325	429	156	157	179	344	320	270	275	131	152	281	332	294	300	0	181	168	254	414	289	254	245	210	7,650
12:00～13:00	412	287	153	159	283	184	269	305	449	179	191	181	284	290	249	276	177	172	312	304	268	277	0	160	176	259	284	295	262	272	161	7,530
13:00～14:00	437	340	235	238	393	222	325	394	319	322	199	158	281	320	338	394	218	167	279	349	269	301	120	149	131	259	62	424	333	296	163	8,435
14:00～15:00	399	477	363	349	469	303	489	514	269	315	314	319	484	476	449	449	298	305	430	473	389	431	476	187	225	418	0	442	428	406	178	11,524
15:00～16:00	340	442	281	265	397	293	440	440	278	199	317	356	466	452	381	335	281	314	466	454	452	431	426	309	325	430	0	262	414	424	318	10,988
16:00～17:00	269	280	162	181	306	193	296	278	382	194	176	192	283	248	254	288	189	185	257	270	337	342	316	330	247	285	177	229	258	311	314	8,029
17:00～18:00	255	201	201	199	217	140	226	234	357	177	156	156	221	192	215	220	160	152	164	184	203	209	191	156	135	188	317	208	184	162	128	6,108
18:00～19:00	410	341	308	314	303	261	308	267	358	313	291	279	305	283	293	302	256	274	262	266	226	188	172	136	184	168	355	333	217	178	138	8,289
19:00～20:00	369	328	310	331	336	336	360	313	335	353	350	338	310	305	321	315	332	334	334	311	299	313	336	282	322	195	289	294	315	330	285	9,881
20:00～21:00	320	327	340	342	384	329	376	358	265	319	300	313	337	331	344	344	333	323	297	313	324	327	365	306	297	318	298	309	328	316	313	10,096
21:00～22:00	361	347	338	344	320	313	359	317	153	303	341	329	370	362	312	308	301	306	328	332	349	329	301	287	313	353	179	340	307	295	305	9,802
22:00～23:00	288	234	146	239	241	260	290	278	236	182	265	289	240	181	153	144	209	256	292	265	281	294	274	249	307	283	150	172	290	309	280	7,577
23:00～24:00	144	168	170	166	208	178	162	194	351	199	156	142	163	145	172	180	179	173	136	151	149	155	189	166	147	290	243	138	156	182	165	5,517
合 計	7,189	7,121	5,822	6,025	7,250	5,682	7,169	7,261	7,030	5,699	5,777	5,804	7,126	6,957	6,721	6,828	5,583	5,626	6,721	6,872	6,086	6,785	5,136	5,273	5,295	6,470	5,305	6,410	6,619	6,554	5,260	195,456

令和元年10月

10月分	1日(火)	2日(水)	3日(木)	4日(金)	5日(土)	6日(日)	7日(月)	8日(火)	9日(水)	10日(木)	11日(金)	12日(土)	13日(日)	14日(月)	15日(火)	16日(水)	17日(木)	18日(金)	19日(土)	20日(日)	21日(月)	22日(火)	23日(水)	24日(木)	25日(金)	26日(土)	27日(日)	28日(月)	29日(火)	30日(水)	31日(木)	総合計
00:00～01:00	118	118	148	153	159	146	128	122	122	125	149	163	161	129	128	115	121	122	136	168	158	119	114	145	123	154	160	136	119	113	137	4,209
01:00～02:00	138	160	165	153	127	128	130	126	137	169	169	139	120	129	130	135	137	140	147	153	115	109	118	150	157	116	127	113	121	144	156	4,258
02:00～03:00	173	144	114	141	133	236	147	157	159	128	113	175	165	300	163	157	117	123	120	274	115	139	161	138	261	120	127	132	156	144	103	4,835
03:00～04:00	250	117	254	304	284	319	143	142	181	153	244	315	329	249	300	230	219	219	238	217	263	137	263	121	241	304	313	157	138	119	133	6,896
04:00～05:00	247	303	312	245	276	142	284	210	291	313	317	215	195	109	208	289	291	294	314	127	289	109	237	143	153	250	246	234	116	136	163	7,058
05:00～06:00	163	290	126	120	131	131	259	308	221	217	132	116	120	132	147	149	152	156	132	114	115	158	144	154	125	110	103	282	303	259	131	5,200
06:00～07:00	128	106	109	126	141	141	150	210	117	102	110	129	151	151	151	115	106	115	107	136	136	298	134	267	103	126	130	164	313	266	271	4,809
07:00～08:00	220	133	205	249	209	183	136	117	141	166	211	207	165	189	207	166	197	169	143	207	195	263	167	307	245	150	176	118	233	288	307	6,069
08:00～09:00	399	402	388	370	275	283	332	261	364	386	379	278	264	272	327	347	344	336	280	261	295	279	324	330	356	261	259	264	168	247	342	9,673
09:00～10:00	430	391	392	387	294	298	398	403	367	358	366	280	303	302	371	382	329	337	271	297	343	147	359	179	330	288	280	371	245	236	245	9,979
10:00～11:00	305	320	327	349	283	310	365	340	337	350	344	275	324	318	242	295	286	234	261	284	301	126	35	189	300	284	319	376	278	311	206	8,874
11:00～12:00	246	270	288	271	138	126	218	210	206	252	267	152	141	130	186	183	184	200	151	105	232	169	0	217	226	138	136	206	363	349	342	6,302
12:00～13:00	275	245	234	223	135	136	230	231	224	212	206	113	131	139	186	187	183	169	102	126	185	307	0	308	154	121	119	192	360	199	252	5,884
13:00～14:00	234	219	330	293	178	161	249	234	185	213	236	146	161	156	212	168	185	193	120	138	207	291	71	332	187	131	151	220	191	86	16	5,894
14:00～15:00	381	385	453	437	305	263	347	348	314	388	438	226	195	267	333	350	341	350	303	267	173	127	193	280	377	285	219	281	164	71	0	8,861
15:00～16:00	421	437	319	394	267	299	363	389	386	412	391	273	279	291	330	338	342	334	263	277	167	124	223	207	337	275	259	338	265	225	0	9,225
16:00～17:00	265	271	219	233	145	198	241	239	244	213	201	267	287	153	191	167	162	151	137	170	341	146	305	151	163	142	215	302	357	318	202	6,796
17:00～18:00	144	166	188	178	153	136	154	137	140	150	177	172	138	128	126	126	122	135	148	143	307	202	286	186	161	146	149	148	233	276	307	5,362
18:00～19:00	233	228	294	234	232	214	199	226	239	288	253	140	159	242	259	268	251	234	221	219	266	272	318	314	241	199	178	120	151	170	313	7,175
19:00～20:00	329	293	285	306	313	310	315	327	308	290	281	287	305	313	314	305	317	286	270	278	141	316	261	289	267	291	289	290	247	138	289	8,850
20:00～21:00	282	289	320	312	315	316	315	295	279	286	315	320	320	312	284	284	283	280	306	304	172	295	124	286	299	300	308	323	286	268	286	8,964
21:00～22:00	299	324	329	319	292	286	279	277	304	322	334	305	272	282	295	293	286	302	307	305	261	268	230	314	312	296	267	274	278	315	222	9,049
22:00～23:00	297	251	212	213	176	246	294	286	312	259	187	189	180	253	260	259	262	245	146	193	283	198	318	181	239	246	245	291	309	301	121	7,452
23:00～24:00	107	102	116	128	133	148	145	128	99	99	118	145	140	145	120	97	110	105	121	126	277	142	256	98	111	116	129	178	193	216	90	4,238
合 計	6,084	5,964	6,127	6,138	5,094	5,156	5,821	5,723	5,677	5,851	5,938	5,027	5,005	5,091	5,470	5,405	5,327	5,229	4,744	4,889	5,337	4,741	4,641	5,286	5,468	4,849	4,904	5,510	5,587	5,195	4,634	165,912